

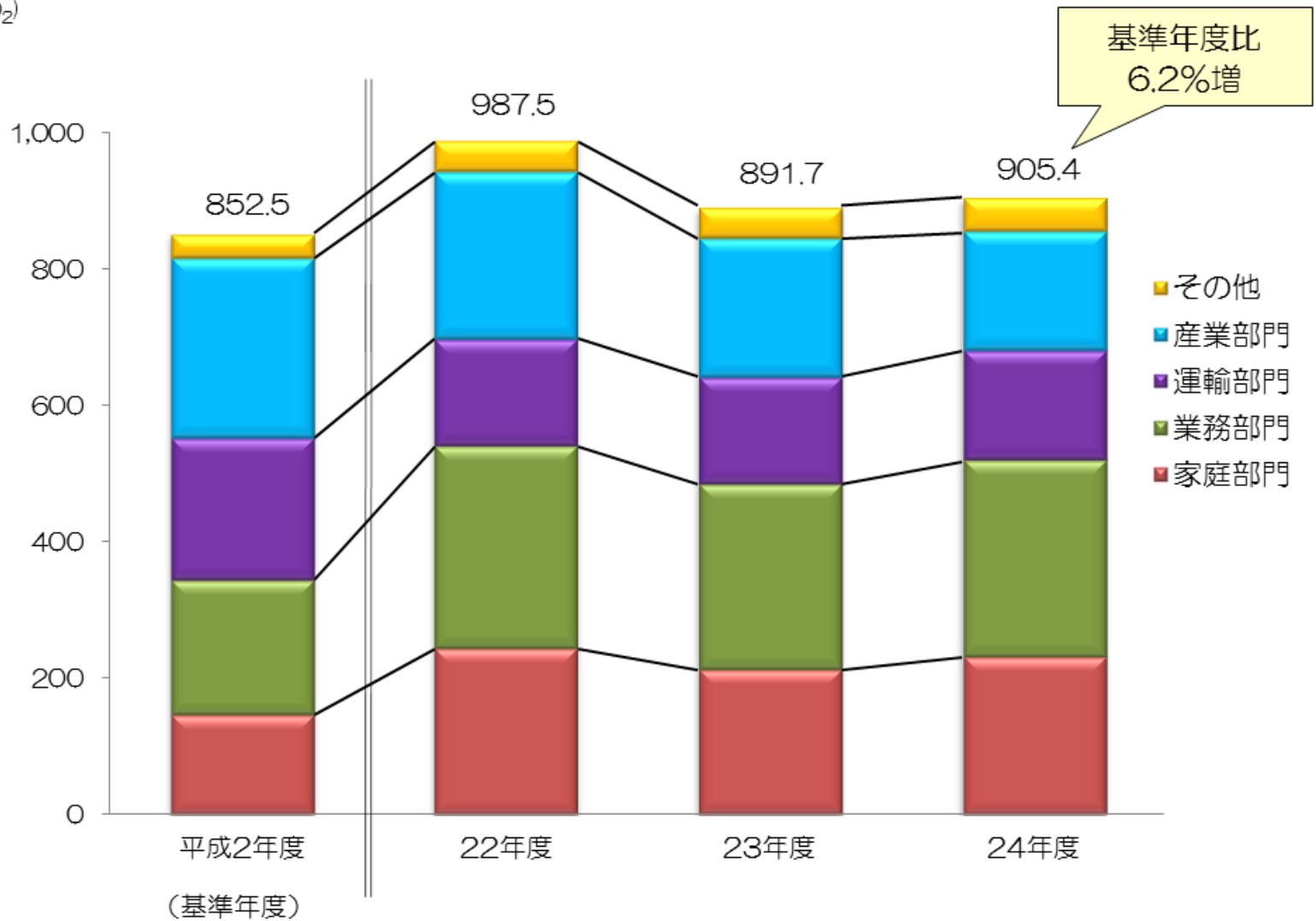
「広島市における事業所を対象 としたCO2削減施策について」

広島市環境局温暖化対策課

西田 修

現状

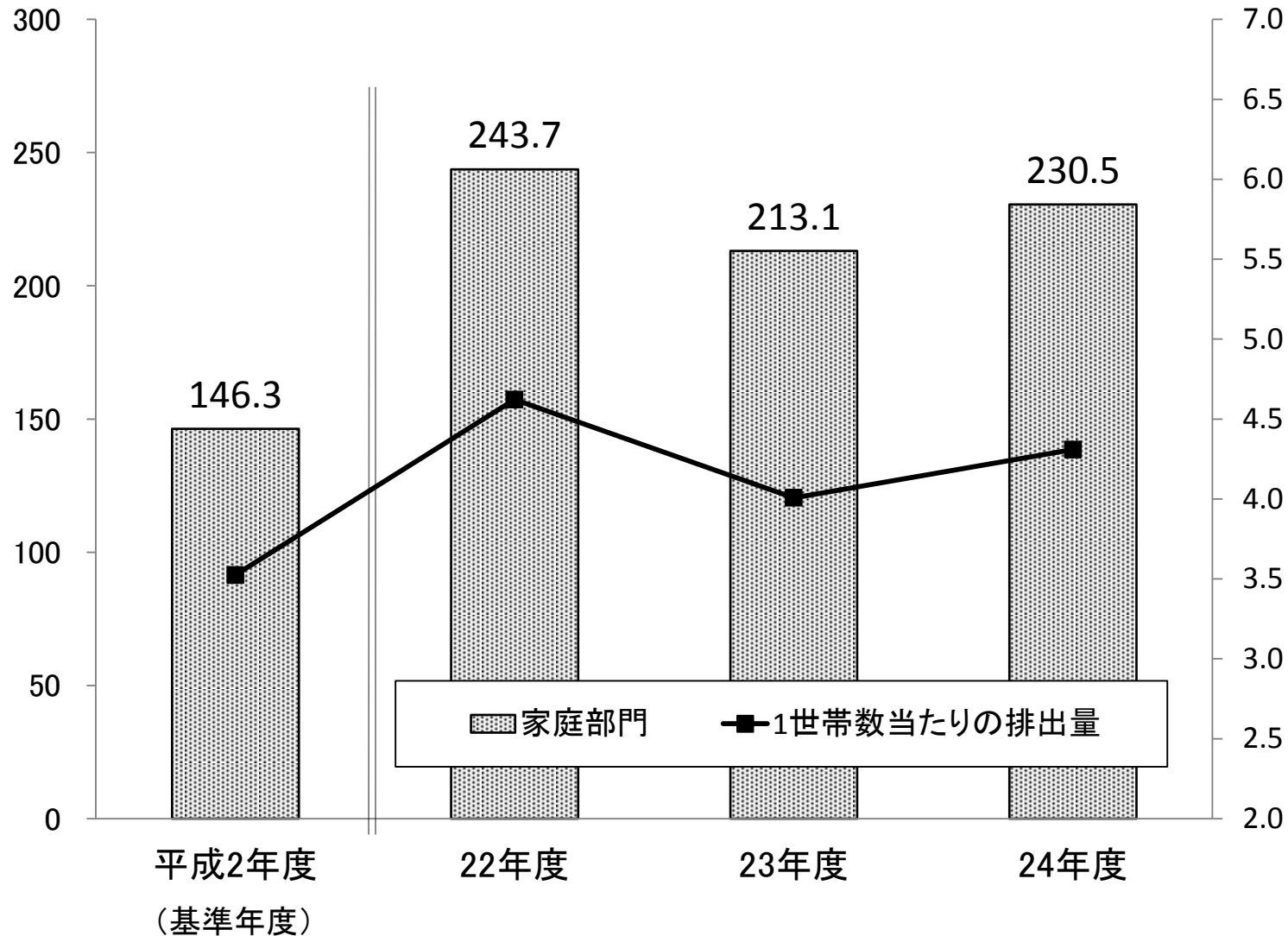
(万トン-CO₂)



家庭部門における温室効果ガス排出量

(万トン-CO₂)

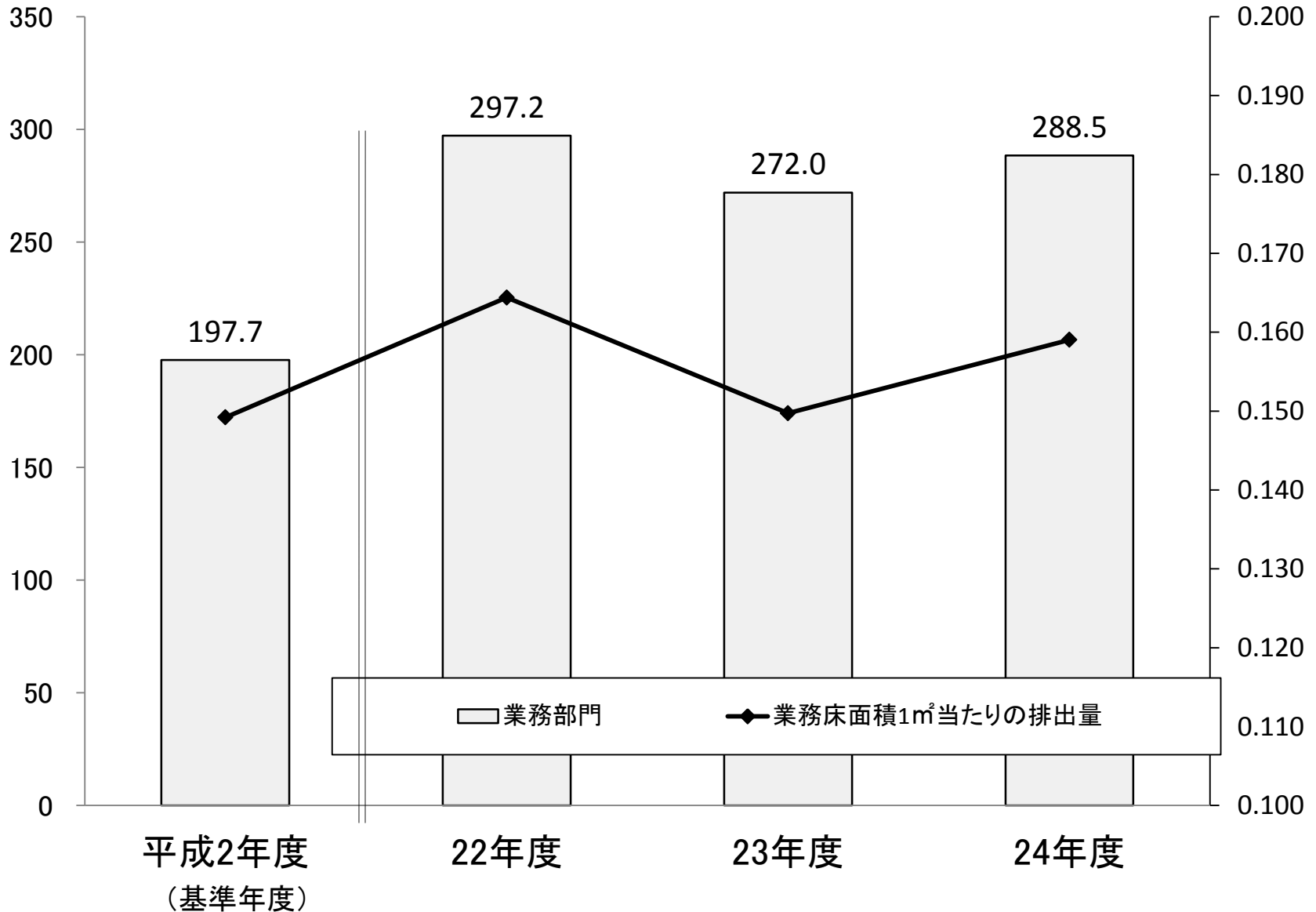
(トン-CO₂/世帯)



業務部門における温室効果ガス排出量

(万トン-CO₂)

(トン-CO₂/㎡)



広島市の取組

「広島市地球温暖化対策アクションプログラム」

現状を踏まえ、家庭部門と業務部門を対象を絞り、重点的に取組むべき行動を取りまとめたもの。

アクションプログラムの概要 (オフィスや店舗等における取組)

○省エネルギーの推進

- ・体制・仕組みづくり
- ・運用対策による省エネ
- ・設備対策による省エネ

アクションプログラムの概要 (オフィスや店舗等における取組)

- 再生可能エネルギーの普及拡大
 - ・太陽光発電、太陽熱利用

アクションプログラムの概要 (オフィスや店舗等における取組)

○エネルギー利用のスマート化

- エネマネ
- 創エネ
- 蓄エネ

「広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例」

- 事業活動環境配慮制度
- 自動車環境管理制度
- 建築物環境配慮制度
- 緑化推進制度
- エネルギー環境配慮制度

事業活動環境配慮制度

対象：市内に設置している事業所におけるエネルギー年間使用量（原油換算）の合計が
1,500kl以上

又は、

物質ごとの温室効果ガス年間排出量（CO2換算）**3,000トン以上**

事業活動環境配慮制度

義務：温室効果ガスの削減目標や排出抑制等に関する対策を記載した**事業活動環境計画書**
(3年ごと)

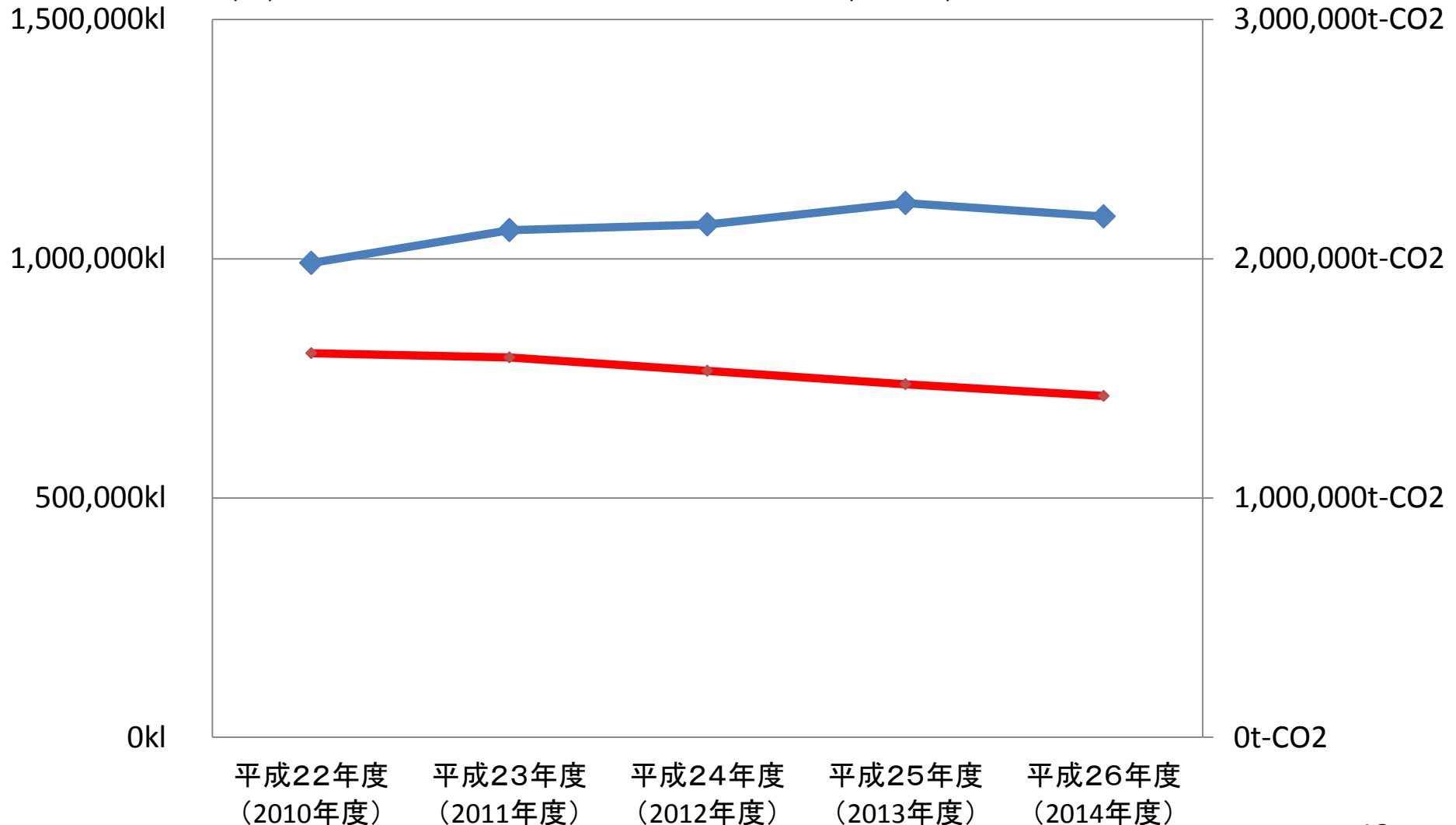
計画に基づく措置の実施状況を記載した
事業活動環境報告書(毎年)

提出・公表

エネルギー使用量、温室効果ガス排出量

原油換算エネルギー使用量
(kl)

CO2換算温室効果ガス排出量
(t-CO2)



温室効果ガス排出量(産業分野別)

